

## 消防組合議会の動き

# 令和4年第1回枚方寝屋川消防組合議会臨時会

総務管理課

9月27日（火）、令和4年第1回臨時会が開催されました。

臨時会とは、地方自治法第102条第3項に規定されているもので、年3回開催される定例会とは異なり、必要がある時において、特定の事件に限り、これを審議するために招集されるものです。

### 議案

#### 枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部改正を可決

「枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部改正」案が原案のとおり可決されました。

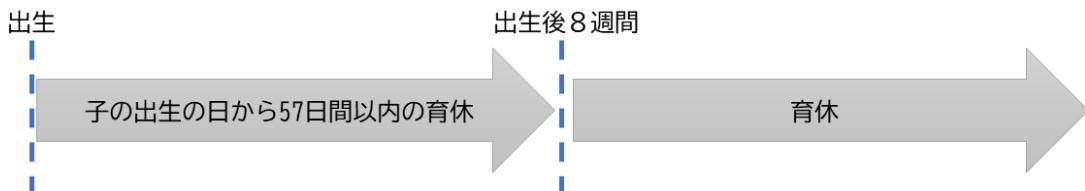
今回の改正は、働きながら育児がしやすい環境整備を推進するために、育児休業の取得回数制限を緩和するなど、より柔軟に取得できるよう必要な改正を行うものです。

#### 育児休業条例改正のポイント

- ①育児休業の取得回数制限の緩和
- ②非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和
- ③非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

#### 〈改正内容イメージ〉

【現行】原則1回、子の出生の日から57日以内の育児休業1回



【改正後】原則1回、子の出生の日から57日以内の育児休業2回



#### 枚方寝屋川消防組合議会会議規則の全部改正を可決

「枚方寝屋川消防組合議会会議規則の全部改正」案が原案のとおり可決されました。

今回の全部改正は、令和3年第3回消防組合議会定例会において、「枚方寝屋川消防組合議会運営委員会条例」が制定されたことに伴い、委員会の運用に関する事項を本規則に追加したもので、本臨時会では、寝屋川市選出の村上議員が議会運営委員会を代表し、提案理由の説明行いました。



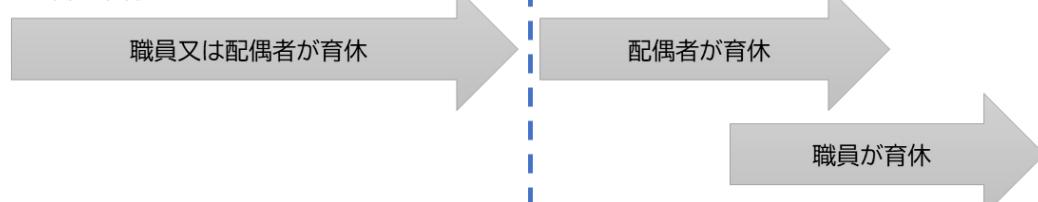
〈改正内容イメージ〉

【現行】

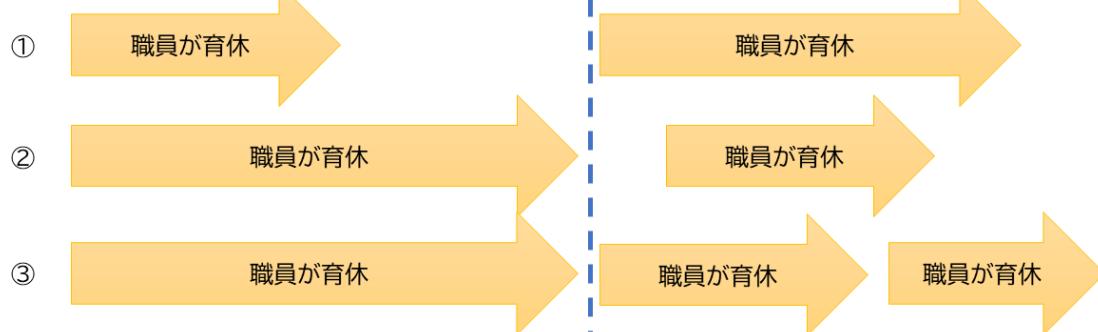


【改正後】

・配偶者と交替で取得



・特別の事情



※特別の事情

育児休業を終了したときには予測できなかったことが生じたことにより、育児休業をしなければその養育に著しく支障が生じる場合をいう。

#### 議決結果一覧

条例等の制定	枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部改正について 枚方寝屋川消防組合議会会議規則の全部改正について	可決
		可決